

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第四十一号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中

を

人事委員会	人事委員会が任命する職員
水道事業管理者	水道事業管理者が任命する職員

人事委員会	人事委員会が任命する職員
-------	--------------

に改める。

- 一 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成十七年三月奈良県規則第六十四号）本則の表
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第九十七号）本則の表

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。